

市長インタビュー

特例市への 移行にあたって

●特例市に移行するにあたり、地方分権時代を迎えた所沢のまちづくりについてお聞かせください。

斎藤市長 特例市への移行は、今後さらに推進される「地方分権の時代」を先取りできる制度と考えています。特例市の指定を受けることで、これまで以上に市の事務権限が拡大されます。これに伴い、市民生活や都市環境の質を高め、市民サービスの向上はもとより、市民の皆さん実情に応じたきめ細かい対応が可能になります。

具体的には、一昨年の地方分権一括法の施行によって、国や県で行われていた事務の多くが市町村独自の事務になり、各地方自治体の裁量権が大幅に増えてきました。そして、これまでの横並びの発想から、地方自治体自らが「自己決定・自己責任」により、今まで以上にその地域の実情にあったまちづくりが進められるようになりました。

今、全国の自治体が大きな変革の時を迎えています。特例市への移行は、その新たなステップの一役を担うものであり、「地方分権時代をリードする個性あるまちづくり」に向けて、大きく一步前進できるものと考えています。

市では昨年度、多くの市民の皆さんのご協力を得て、所沢市総合計画基本構想を策定しました。構想では、市民・団体・事業者それぞれが協働の立場に立ったまちづくりを大きな柱としています。その実現にあたっては、より一層の地方分権の推進が不可欠になっていくものと思います。

今後、全国の特例市とも緊密に連携し、一層の権限委譲や財源措置について積極的に働きかけていきます。

市民の視点に立った、個性豊かな魅力あるまちづくりの実現に向け、引き続きご理解、ご協力をお願いいたします。

【環境行政に関する事務】	
1 騒音規制法	騒音を規制する地域の指定、規制基準の設定、関係行政機関の長への協力要請等
2 悪臭防止法	悪臭原因物の排出を規制する地域の指定、規制基準の設定、公示、周辺市町村長の意見聴取、関係行政機関の長への協力要請等
3 振動規制法	振動を規制する地域の指定、規制基準の設定、関係行政機関の長への協力要請等
4 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	汚水等排出施設を設置している工場に係る特定事業者が公害防止統括者を選任したときの届出の受理等
5 水質汚濁防止法	特定施設の設置の届け出等の受理、計画変更命令等、常時監視、公表、報告徵収、立入検査等
6 潟戸内海環境保全特別措置法	法適用地域外

【産業・経済行政に関する事務】	
7 計量法	計量法に基づく勧告、定期検査等
【都市計画・建設行政に関する事務】	
8 都市計画法	都市計画の決定または変更にあたっての土地の試掘等の許可等
9 開発行為の許可等	開発行為の許可等
10 建築の許可	都市計画施設または市街地開発事業の区域内における建築の許可
11 都市計画事業の実施の許可	都市計画事業の実施地区内における建築等の許可
12 宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域の指定等、宅地造成工事許可等、規制区域内の所有者への勧告、改善命令等
13 被災市街地復興特別措置法	被災市街地復興推進地域内における建築行為等の許可等
14 都市再開発法	市街地再開発促進区域における建築の許可等
15 市街地再開発事業の実施地区内における建築等の許可等	市街地再開発事業の実施地区内における建築等の許可等
16 土地区画整理法	土地区画整理事業の実施地区内の建築行為の許可、許可にあたっての施行者に対する意見聴取、現状回復命令、代執行
17 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	土地区画整理促進区域および住宅街区整備促進区域内における建築行為等の許可等
18 住宅地区改良法	住宅地区改良事業の改良地区内における建築等の許可等
19 駐車場法	都市計画区域内における路外駐車場管理者からの届け出、報告徵収、立入検査等及び駐車場管理者に対する是正命令
20 地方拠点都市地域の整備及び産業施設の再配置の促進に関する法律	法適用地域外

特例市移行までの経緯

平成13年6月22日	特例市指定の申し出が所沢市議会において議決される。
10月15日	上記申し出に係る同意について埼玉県議会の議決を得る。
10月23日	埼玉県から同意書が交付される。
10月31日	総務大臣へ特例市の指定を求める申し出を行う。
12月14日	特例市に指定（政令の公布）
平成14年4月1日	特例市に移行（政令の施行）

地方分権時代をリードする個性あるまちづくり

●特例市に移行するにあたり、地方分権時代を迎えた所沢のまちづくりについてお聞かせください。

斎藤市長 特例市への移行は、今後さらに推進される「地方分権の時代」を先取りできる制度と考えています。特例市の指定を受けることで、これまで以上に市の事務権限が拡大されます。これに伴い、市民生活や都市環境の質を高め、市民サービスの向上はもとより、市民の皆さん実情に応じたきめ細かい対応が可能になります。

具体的には、一昨年の地方分権一括法の施行によって、国や県で行われていた事務の多くが市町村独自の事務になり、各地方自治体の裁量権が大幅に増えてきました。そして、これまでの横並びの発想から、地方自治体自らが「自己決定・自己責任」により、今まで以上にその地域の実情にあったまちづくりが進められるようになりました。

今、全国の自治体が大きな変革の時を迎えています。特例市への移行は、その新たなステップの一役を担うものであり、「地方分権時代をリードする個性あるまちづくり」に向けて、大きく一步前進できるものと考えています。

市では昨年度、多くの市民の皆さんのご協力を得て、所沢市総合計画基本構想を策定しました。構想では、市民・団体・事業者それぞれが協働の立場に立ったまちづくりを大きな柱としています。その実現にあたっては、より一層の地方分権の推進が不可欠になっていくものと思います。

今後、全国の特例市とも緊密に連携し、一層の権限委譲や財源措置について積極的に働きかけていきます。

市民の視点に立った、個性豊かな魅力あるまちづくりの実現に向け、引き続きご理解、ご協力をお願いいたします。

●特例市に移行するにあたり、地方分権時代を迎えた所沢のまちづくりについてお聞かせください。

斎藤市長 特例市への移行は、今後さらに推進される「地方分権の時代」を先取りできる制度と考えています。特例市の指定を受けることで、これまで以上に市の事務権限が拡大されます。これに伴い、市民生活や都市環境の質を高め、市民サービスの向上はもとより、市民の皆さん実情に応じたきめ細かい対応が可能になります。

具体的には、一昨年の地方分権一括法の施行によって、国や県で行われていた事務の多くが市町村独自の事務になり、各地方自治体の裁量権が大幅に増えてきました。そして、これまでの横並びの発想から、地方自治体自らが「自己決定・自己責任」により、今まで以上にその地域の実情にあったまちづくりが進められるようになりました。

今、全国の自治体が大きな変革の時を迎えてます。特例市への移行は、その新たなステップの一役を担うものであり、「地方分権時代をリードする個性あるまちづくり」に向けて、大きく一步前進できるものと考えています。

市では昨年度、多くの市民の皆さんのご協力を得て、所沢市総合計画基本構想を策定しました。構想では、市民・団体・事業者それぞれが協働の立場に立ったまちづくりを大きな柱としています。その実現にあたっては、より一層の地方分権の推進が不可欠になっていくものと思います。

今後、全国の特例市とも緊密に連携し、一層の権限